

令和5～7年度運営指導における主な指導・注意事項（居宅介護支援）

項目	問題点	指導内容
居宅サービス計画書	サービス利用票について、利用者又はその家族から文書による同意を得ていない。	○ 居宅サービス計画書の第6表及び第7表のサービス利用票（別表）について、給付管理業務を行う月ごとに当該内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得てください。（第1表から第3表の居宅サービス計画書等に文書による利用者の同意を得た月は除く。）
	（医療サービス） 主治の医師等に作成した居宅サービス計画を交付していない。	○ 医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合、意見を求めた主治の医師等に対し、作成した居宅サービス計画を交付してください。
	（選択制の福祉用具） 利用者に情報提供したことが確認できない。	○ 選択制の対象福祉用具を居宅サービス計画に位置づけるに当たり、利用者に対し、選択に資する必要な情報を提供した際は、その内容等を支援経過等に記録してください。
介護給付費の算定及び取扱い	特定事業所集中減算の取扱いに誤りがある。	○ 80%を超えない場合にあっても、所定の様式で特定事業所集中減算の書類を作成し、事業所に2年間保存してください。
	運営基準減算に該当している。	○ 以下の規定に適合していない場合、減算されます。 ①基準第4条第2項 （サービス提供開始の際の説明） ②基準第13条第7号 （アセスメントに当たり居宅訪問による面接） ③基準第13条第9号 （計画原案に係るサービス担当者会議の開催） ④基準第13条第10号 （居宅サービス計画原案の説明と同意） ⑤基準第13条第11号 （居宅サービス計画を利用者・担当者へ交付） ⑥基準第13条第14号 （1月1回居宅訪問等・面接及びモニタリング記録） ⑦基準第13条第15号 （更新認定時等のサービス担当者会議開催） ⑧基準第13条第16号 （計画変更時の準用） ※基準…指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準